

# 遠野市生活再建住宅支援事業の概要

遠野市では、東日本大震災により被災し市内に復興住宅を新築する方を支援するため、次に掲げる工事費の補助及び利子の補給を行います。

- ① 災害復興住宅新築等補助
- ② 災害復興住宅融資利子補給・新築及び既往の住宅ローンに対する利子補給

平成23年3月  
11日に遡って  
適用します

①災害復興住宅新築等補助【～R4年度】		り災証明 必要	
バリアフリー構造建築	<b>■ 対象となる住宅</b> ・バリアフリー基準を満たす住宅 （住宅性能評価基準の高齢者等配慮対策等級3）	床面積	金額
		75㎡未満	40万円
		75㎡以上120㎡未満	60万円
県産材使用建築	<b>■ 対象となる住宅</b> ・10立方メートル以上の県産材を使用している住宅	県産材使用量	金額
		10m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> 未満	20万円
		20m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 未満	30万円
		30m <sup>3</sup> 以上	40万円

②災害復興住宅融資利子補給【～R4年度】		り災証明 必要	
新築	<b>■ 対象となる内容</b> ・住宅が被災（全壊、大規模半壊、半壊）し、被災者が住宅の新築、購入することを目的に、民間金融機関から融資を受けた場合の債務の利子	<b>■ 補助の内容</b> ・当初5年間の利子（ <b>2%以内</b> ） 補助対象融資限度額 1,460万円	受付期間 H23 ～ R4
既往住宅債務	<b>■ 対象となる内容</b> ・被災（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）した住宅の債務があり、新たに新築又は補修のために、住宅金融支援機構又は民間金融機関から融資を受けた場合の債務の利子	<b>■ 補助の内容</b> ・5年間の利子を一括補助	受付期間 H23 ～ R4

◆ 問合せ先・申請先 ◆  
 遠野市環境整備部まちづくり推進課  
 電話 0198-62-2111（内線542）